

熊本県有明海区漁業調整委員会

第 5 2 3 回議事録

令和6年（2024年）3月18日開催

第523回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和6年(2024年)3月18日(月) 午後1時30分から

開催場所 ホテル熊本テルサ 2階 りんどう・つばき

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 木山義人 西川幸一 浜口多美雄 藤森隆美
八塚夏樹 佐小田眞智子

(欠席委員) 平山 泉 小森田智大

(水産振興課) 課長補佐 石動谷篤嗣 主幹 木村武志

(事務局) 事務局長 鮫島守 主幹 岡田丘 主幹 中根基行

参事 郡司掛博昭 技師 對馬康史

議 事

議 題

第1号議案 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について
(諮問)

第2号議案 熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「するめいか」の
知事管理区分に配分する数量について(諮問)

報 告

漁業法第90条に基づく資源管理の状況について(報告)

事務局

それでは定刻になりましたのでただいまから第523回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり、事務局からご報告いたします。本日の委員出席者数は10名中8名で、過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。第523回熊本県有明海区漁業調整委員会次第という資料を一部、漁業法関係法令集という冊子をお配りしております。過不足等ありますでしょうか？よろしいでしょうか？それでは橋本会長よりお願いいたします。

議長

改めて皆さんこんにちは。本日の委員会をよろしくお願いいたします。それではただいまから第523回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で、定

水産振興課

められております議事録署名につきましては、本日は西川委員と、八塚委員にお願いいたします。なお議事の進行につきましては、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。第1号議案、「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則第11条において、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、同条第3項において公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料3ページから8ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。説明するスライド番号でお示し致しますので、お手元の法令集をご覧ください。

まず、法令集の上から1枚目のスライド2番になります。今回公示を予定している漁業は、全て新規の許可で、小目流し網漁業他5漁業になります。

次のページをお願いします。小目流し網漁業です。スライドは、3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。スライド3番の図のような漁具を潮流を横切るように設置しますが、網目の大きさが5センチメートル未満に制限されています。主に、きす、さより等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。今回、操業区域は有共第9号及び第21号共同漁業権漁場です。許可予定の隻数は1隻であり、その他内容については、資料3ページの記載のとおりとなっています。小目流し網漁業については、以上です。

くちぞこ刺し網漁業についてです。スライド5番と6番です。く

ちぞこ刺し網漁業では、スライド5番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。漁業時期は周年となっていますが、かに網漁業の許可を受けている者が申請する場合は、10月1日から翌年7月31日までとなります。操業区域は、スライド6番の参考図に色付けしている有共第8号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は2隻、その他の内容については資料4ページに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については、以上です。

かに網漁業についてです。スライドは、7番と8番です。スライド7番の右図のような漁具を海底に固定し、移動してくるカニを網でからめとり漁獲します。有明海と不知火海で営まれています。漁業時期は5月から11月となっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、有共第12号共同漁業権漁場内、許可予定の隻数は1隻、その他の内容は、資料5ページに記載のとおりとなっています。かに網漁業については以上です。

たこつぼ漁業についてです。スライド9番と10番です。スライド9番の右上の図のようなたこつぼを、海底に設置し、たこを漁獲します。漁業時期は周年で県内全域で広く操業されています。操業区域は、有共第5号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻、その他の内容については資料6ページに記載のとおりとなっています。たこつぼ漁業については以上です

筒漁業についてです。スライドは、11番と12番です。スライド11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。スライド11番の左の図のように、入った魚が出にくくするための返しを付けた円筒型の漁具を右下の図のように設置し、あなごやうなぎを漁獲します。漁業時期は周年となっています。なお、うなぎについては、令和4年8月2日発出の委員会指示第46号により、10月1日から翌年3月31日まで採捕禁止期間となっていますので、漁獲された場合は放流することとなります。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド12番の有共第5号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻であり、その他の内容は資料7ページに記載のとおりとなっています。筒漁業については、以上です。

ばいかご漁業についてです。スライド番号は、13番と14番です。スライド13番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ばいがいを漁獲します。漁期は、3月から12月までとなっており、有明海、不知火海で操業されています。操業区域は、スライド14番

の参考図に赤色付けしている有共第1号と黄色で色付けしている第9号共同漁業権漁場です。許可予定の隻数は各区域1隻の合計2隻、その他の内容については資料8ページ記載のとおりとなっています。ばいかご漁業については、以上です。

以上新規許可の6漁業についてご説明しました。

最後に許可の申請期間についてです。スライド15番をご覧ください。新規の許可の申請期間は、令和6年4月1日から令和6年4月12日までを予定しています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただいま水産振興課からの第1号議案について説明がありましたが、委員の皆様からご意見ご質問ございませんか。

委員

ないです。

議長

それでは特になさそうですね。第1号議案については特に意見なしと答申してよろしいですか。それでは第1号議案については「特に意見なし」と答申いたします。

続きまして第2号議案、熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「するめいか」の知事管理区分に配分する数量について、水産振興課からの説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。第2号議案「するめいかに関する令和6管理年度における知事管理区分へ配分する数量について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。

資料の11ページをご覧ください。資源管理の流れについては上段の「新たな資源管理の流れ」の図のとおりとなっています。次に、下段のフロー図をご覧ください。①で国が配分した都道府県別漁獲可能量を知事は関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で②のとおり知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分する必要があります。そこで今回、知事管理漁獲可能量及び県留保枠への配分量について諮問いたします。

資料の12ページをご覧ください。令和6年4月1日から始まる令和6管理年度の「するめいか」の本県の都道府県別漁獲可能量の配分量について、農林水産大臣から通知がありました。今回、本県に配分された都道府県別漁獲可能量は「現行水準」です。都道府県別漁獲可能量は、その魚種の全体漁獲量のうち、おおむね80%の漁獲量を構成する漁獲量上位の

都道府県には具体的な数量が明示されますが、これに該当しない場合、「現行水準」として配分されます。

資料の13ページをご覧ください。熊本県資源管理方針別紙1の5の第3において、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理区分に配分すると規定していますので、本県のするめいか知事管理区分への配分量は「現行水準」としたいと考えます。

以上、令和6管理年度における「するめいか」の知事管理区分に配分する数量について、御審議の程よろしくをお願いします。

議長 ただいま水産振興課から第2号議案について説明がありましたが、委員の皆様ご意見ご質問ございませんか。

藤森委員 ちょっとごめんなさい、スルメイカを熊本県のどこで漁獲があるのか？

水産振興課 水産振興課です。
スルメイカについては現時点での本県において漁獲量は0です。

藤森委員 現実的に、北海道の函館で漁獲量が取れないという状況の中で、TACの枠を決めるというのは枠がないと漁獲できない、実際熊本県でスルメイカの漁をあんまり聞かないので。

水産振興課 補足で説明させていただきます。熊本県の知事許可ではないのですが、熊本県の大矢野の漁業者の方が、長崎県のイカ釣りの許可を取っていらっしゃる、その方は県外の方でも漁獲されております。
熊本県の漁業者の方が漁獲する可能性がありますので、その場合は先ほど藤森委員がおっしゃられたように枠を持っておく必要がございますので、こういった現行水準とこういう形になります。そういった形での枠を確保するために、手続きを行っているというところです。

藤森委員 わかりました。

議長 他にございますか。それでは特にないようですので第2号議案は特に意見なしと答申してよろしいですか

委員 はい。

議長 ありがとうございます。

水産振興課

それでは第2号議案については「特に意見なし」と答申いたします。
続きまして報告漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について、水産振興課からの報告です。お願いします。

水産振興課でございます。よろしくお願いします。

(2) 報告 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について報告させていただきます。資料は14ページからになります。

着座にて説明させていただきます。

16ページをお願いします。1 資源管理状況等の報告の義務化について、令和2年12月1日に施行された漁業法第90条第1項及び漁業法施行規則第28条第1項において、漁業権者は、漁業権の内容である漁業について、資源管理の状況や漁場の活用の状況等を1年に1回以上、知事に報告することが義務付けられました。

また、同法90条第2項及び同規則28条第3項において、知事は漁業権者からの報告に係る事項に関する意見を付して、1年1回以上海区漁業調整委員会に報告することが義務付けられました。

今回報告しますのは、第15次の漁業権切替前の令和4年度の海面漁業権を有する漁業権者の漁場の行使実態について、県へ報告された内容を委員会へ報告するものです。

令和4年度の熊本県有明海区については、共同漁業権で21件、区画漁業権で49件の合計70件の漁業権があり、その全てについて報告がされております。

2 報告方法ですが、今年度の4月に第15次漁業権切替に係る事務手続き説明会において、口頭で報告について周知を行い、免許の切替に合わせて事務連絡にて報告を求めました。

報告事項ですが、18ページの[参考] 報告様式に記載している項目について、ご確認ください。

報告事項について、共同漁業権では、(ア) 資源管理の状況等について、漁業関連法令の遵守、休漁日や漁獲上限の設定等、定着性水産動植物の種苗放流や産卵場造成等の増殖の取組状況になります。

また、(イ) 漁場の活用状況については、漁業の名称、延べ操業人数及び日数、漁獲量になります。19ページから22ページに漁業権別の報告様式を添付しております。

資料16ページに戻っていただき、3 適切かつ有効の判断について、各漁業権者からの報告に基づき、漁場を適切かつ有効に活用されているかを判断することになりますが、これは、23ページに記載しております、国のガイドラインのチェックシートに基づき実施しております。

17ページをご覧ください。4 各漁業権別の報告結果の概要について御報告します。

まず、共同漁業権からですが、有明海区の共同漁業権は、有共第1号から有共第21号までの合計21件あり、(ア)資源管理の状況等では、漁業関連法令の遵守、漁場監視の取組、主要漁業種類であるあさり、はまぐりの禁漁やサイズ制限の取組が報告されました。

また、あさり増殖の取組、稚魚の放流、海底耕うん、流木等海洋ごみの回収等、資源の増殖や漁場環境の改善や管理の取組が報告されました。

(イ)の漁場の活用状況では、第1種共同漁業、これは定着性の水産動植物を共同で営む漁業ですが、あさり、はまぐり、たいらぎ、あなじゃこ等が漁獲されていましたが、資源量減少等の理由で漁獲がない漁業がありました。

第2種及び第3種共同漁業、これは小型定置網漁業等になりますが、雑魚ます網(つぼ網)、雑魚かし網等で漁獲がありましたが、第1種共同漁業と同様、資源量減少等の理由により、漁獲がない漁業がありました。

(ウ)の適切かつ有効の判断について、行使実態が確認できた漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用されていると判断しました。

次に区画漁業権について報告します。(ア)漁業種類は、第1種区画漁業として、のりひび建養殖業、のり浮流し養殖業、わかめ養殖業、第3種区画漁業として、あさり・はまぐり養殖業及びはまぐり養殖業があり、合計で49件の区画漁業権の免許があります。

(イ)資源管理状況等の報告では、漁業関連法令の遵守、のりの養殖については、各漁協で立てられた漁場改善計画に基づく養殖生産を実施されていることが報告されました。

(ウ)漁場の活用状況については、各養殖業とも概ね養殖が実施されていましたが、生産実績が0や行使者が0人などの報告があり、合計2件で養殖の行使実態が確認できないものがありました。

(エ)適切かつ有効の判断について、行使実態が確認できた漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用されていると判断しました。

漁業法第90条に係る資源管理状況等の報告については、以上になります。

議長

ただいま水産振興課から漁協法第90条に基づく報告がありましたが、委員の皆さんからご意見、ご意見ご質問ございませんか。

委員

特になし。

議長	それでは、事務局が用意した議事は全て終了しましたが、他に何かございませんか？ はい、藤森委員。
藤森委員	ちょっと前、今国の方で風力発電を取り込むという話を聞いている。有明は関係ないけども、天草西海岸とか関連してくるから。一応国としては、漁業者の同意がなければ設置はできないということですね。 今後話が来ると思うから、聞いたことはある？
事務局	具体的な話は聞いてはいませんが、関連法案が通っていますので風力発電に関する情報は常に入れているような状況にしております。
藤森委員	結果的に海の上の発電施設なら、別に漁業者に迷惑はかからないけど、例えば下にケーブルを通した時、漁業者に迷惑かかると、そういうときには、漁業者の同意がなければ、そういうことはできないというふうに取り決めがあるから一緒になって情報を共有してやってください。
事務局	他県においてはですね、先ほど言われた風力発電の下に漁場がなくなってしまうと、そこを魚の棲み家にしようとか、調整がかなり必要ということで、そこら辺は国を挙げて調整を図られているという状況があります。 仮に熊本にという話になった場合においても、そこら辺の情報がきちっと把握できるようにその辺はしっかりと情報収集を行い、勉強していきたいと思っております。以上です。
議長	はい。あと事務局はありませんか。
事務局	はい。ありません。
議長	それではこれで第523回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会いたします。どうもお疲れでございました。